

☆集団回収ガイドブック☆

☆自治会・子供会・老人会等さまざまな場で活動中の
みなさん、その行動力で集団回収を始めてみませんか！



国分寺市 環境対策課

令和7年4月 改定

集団回収とは

有価物地域回収事業の通称です。営利を目的としない自治会、子供会、老人会等で20世帯以上の世帯が市に回収団体として登録をし、紙類・衣類等を集め市の登録業者に引き取ってもらい、回収量に応じて奨励金の交付を受けることができる事業です。

集団回収の目的

市ではリサイクルの大切さを身近に感じてもらいながら、ごみを資源化することで、ごみの減量に効果があり、市の収集運搬費用も削減できる、集団回収を奨励しています。

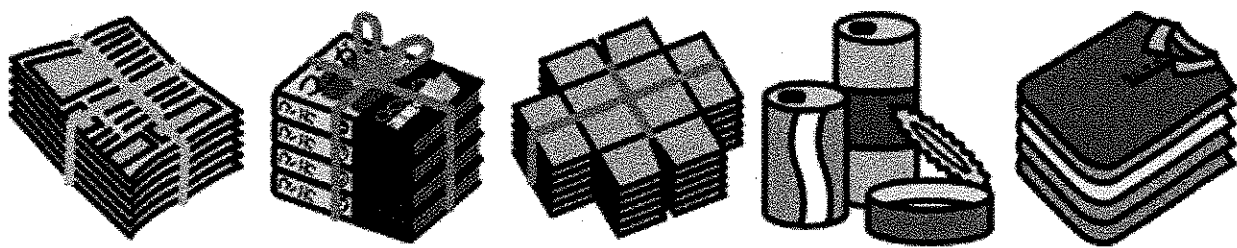
奨励金は、団体の運営費等にも活用できます。

有価物の種類(回収品目)及び奨励金の単価

	回収品目	奨励金単価	回収できないもの等
紙類	新聞・雑誌 ダンボール チラシ・ボール紙	9 円/1 kgにつき	油紙 内側に銀紙等の加工があるもの
紙パック	内側が白い 牛乳パック類	10 円/1 kgにつき	内側に銀紙等の加工があるもの 茶色のパック
カン	アルミ缶 スチール缶	9 円/1 本につき	アルミ缶とスチール缶を 混ぜないようにしてください。
ビン類	ビールびん 一升びん	9 円/1 本につき	薬品・化粧品のビン 割れているもの コップ等のガラス製品
	※雑びん	9 円/1 kgにつき	
布類	古着 古布	9 円/1 kgにつき	ふとん・まくら・毛布 絨毯・ぬいぐるみ

※現在雑ビンを取り扱う登録業者は有りません。
登録業者によっては引き取りできない回収品目もあります。

詳しくは直接 10 ページに記載のある登録業者にお問い合わせください。



はじめるにあたって

1. 回収品目を決めましょう

いろいろと資源となるものがありますが、まず回収しやすい新聞・雑誌など手をつけやすいものから、はじめてはどうでしょうか。軌道にのったら回収品目を増やしていくのも一つの手段です。



新聞 雑誌類 ダンボール なれたら 布類など

2. 役割分担を決めましょう

登録業者と連絡する係、場所を確保する係、PRする係、会計係など、役割分担を決めましょう。また、当番制にするなど長続きをする工夫をしましょう。



3. 登録業者と相談しましょう

登録業者を選んで、回収の日時・場所・回収品目・回収方法・代金の支払方法・雨天の場合の方法などを相談しましょう。

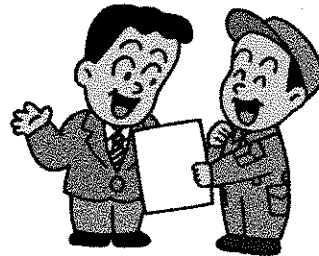
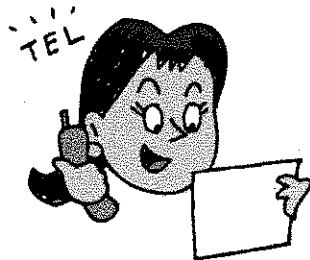
回数についてはできるだけまとめずに月1回から3回程度を目途にしましょう。

場所については、

* ○町○丁目○～△丁目△番地のように地域を決めて戸別収集

* 何箇所か集積場所を決めて拠点収集

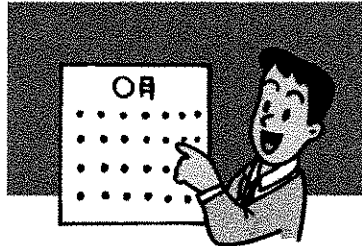
* 集合住宅の決められた場所・ごみ置き場のスペースの一部や一階の邪魔にならない所など皆さんに無理のない計画をたてたら登録業者と相談しましょう。



4. 回収日時と場所を決めましょう

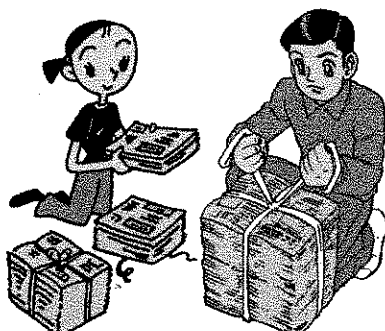
回収日時は「第○曜日」「最終○曜日」と覚えやすい日を決めましょう。
場所は登録業者の回収者が出入りしやすいように工夫して決めましょう。

※ 混乱を防ぐため、市の資源収集日と重ならないよう、ごみ・リサイクルカレンダーを確認して決めましょう。



5. PRを早めにしましょう

ある程度集まりませんと登録業者も引き取ってくれません。はじめて実施するときはチラシ、ポスター、回覧版などで早めにPRしましょう。その際は、どのようにして回収品目を出せばよいかについてもPRしておくとい良いでしょう。



請 求 方 法

請求にあたっては下記の4点の書類がそろいましたら、概ね1ヶ月以内に市役所3階環境対策課窓口（※令和7年1月6日より国分寺市泉町2-2-18に移転しました。）、もしくは郵送にて早めの申請をお願いします。

- 1, 業者からの取引伝票（回収団体請求用）
- 2, 国分寺市有価物地域回収事業奨励金交付申請書（様式第6号）
- 3, 請求書
- 4, 計量票

初回の請求は、説明等もありますので窓口にて行ってください。

団体請求用と団体控えがあるので注意してください。

様式第7号

国分寺市有価物地域回収事業

取引伝票

（回収団体請求用）

3 回収品目

団体名 様

引渡し業者
（住所・氏名・代表者名）

業者名

1 回収日
年 月 日

2 回収金額
円

	回収量	単価	金額
紙 類	kg	円/kg	円
雑 誌	kg	円/kg	円
段 ボ ー ル	kg	円/kg	円
その他の紙類	kg	円/kg	円
布 類	kg	円/kg	円
ア ル ミ	kg	円/kg	円
その他鉄類	kg	円/kg	円
1. 8びん	本	円/本	円
ビールびん	本	円/本	円
その他びん	kg	円/kg	円

回収量に応じて申請してください。
回収量等取引伝票は全て登録業者が記入します。

年 月 日

国分寺市有価物地域回収事業奨励金交付申請書

國王市長 殿

登録団体名

代表者住所

氏 名

有価物地域回収事業を下記のとおり実施したので、国分寺市有価物回収事業実施要綱第6条の規定により奨励金の交付を申請します。

1. 実施年月日
2. 取扱品目
3. 交付申請額

〇〇年 〇 月 〇 日

別紙取引伝票のとおり

$$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{kg} \times \bigcirc\text{円} = \bigcirc,\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$$
$$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{本} \times \bigcirc\text{円} = \bigcirc.\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{円}$$

合計

合計

0.0000円

様式第7号（取引伝票）の回収日を記入してください。

取引伝票の回収量を記入してください。

内訳

[illegible]

請 求 書

但し 有価物奨励金として

請求金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	○	○	○	○

上記の通り請求します

令和 年 月 日

住所

团体名

代表名	印
-----	---

国分寺市長 殿

- 請求書の訂正は横二本線を引いて訂正印(請求書と同じ印)を押印してください。
ただし、請求金額については訂正ができません。再度書き直しをしてください。
●修正液(テープ)で訂正してきた請求書は受付できません。

計 量 票

集団回収事業の回収量の確認資料として、計量票を添付してください。

登録業者からもらった計量票の数値は、取引伝票の数値と合っているか確認してください。

計量票については各登録業者ごとに書式が違いますので、取引先の業者にお問い合わせください。

計量票は各登録業者から取引伝票と一緒に渡されます。
各団体で資料として必要でしたらコピーをとってください。

【計量票の参考例】

例】	計量証明書		㈱〇〇商店		
			TEL		
			〇〇営業所		
2026年〇月〇日〇時〇分	伝票No.	車番	総重量	kg	
			空車重量	kg	
商品名	ダスト分引	正味重量	単価	金額	力コ重量 空車重量
紙 類		〇〇〇kg			
雑 誌		〇〇〇kg			
段 ボ ー ル		〇〇〇kg			
その他の紙類		〇〇kg			
布 類		〇〇〇kg			
ア ル ミ		〇〇kg			
その他鉄類		〇kg			
1.8びん		〇本			
ビールびん		〇本			
その他びん		〇kg			
合計重量					

必ず、取引伝票の数値と計量票の数値が合っているか確認してください。

★これから集団回収を検討されるみなさんの参考になればと思い、今まで集団回収で寄せられた代表的な質問と回答を記載しました。★

Q1:国分寺市地域回収事業は難しくないですか？

A1：申請・請求にいくつかの簡単な約束事がありますが、基本的に奨励金の単価は二種類しかありませんので難しく考える必要はありません。

また回収場所・回収方法・回収日時等は、団体と業者との間で決めることが出来るので、自分たちに無理のないプランを立てることが出来ます。

Q2:どのくらいの団体が活動しているのですか？

A2：約150の団体が活動しています。(令和7年4月現在)

Q3:活動は毎月行わなければだめですか？

A3：それぞれの団体のペースがあります。例えば月2・3回の回収活動している団体もありますし、年1・2回の回収活動している団体もあり、そのペースは団体ごとに様々です。

Q4:申請・請求は毎回来所して出さなければだめですか？

A4：初回の申請・請求については、記入方法や注意事項等説明しますので来所をお願いします。

なお、2回目以降は書類を郵送することも、2～3ヶ月分まとめて出してもらうことも可能です。

注意点として、年度をまたいだ申請・請求は出来ません。必ず年度末の締切を守ってください。

Q5：申請・請求書を書き間違えたとき修正液（テープ）は使えますか？

A5：修正液（テープ）の使用は出来ません。横二本線を引いて訂正印として請求書で使っている印鑑を押印して下さい。なお請求金額の欄は訂正が出来ませんので、ご面倒でも書き直しをお願いします。

Q6：自治会長印・組合長印・代表印で登録はできますか？

A6：印鑑登録はスタンプ式では登録できません。スタンプ式以外であれば自治会長・組合長・代表など誰を指しているか分かるものなら登録可能です。

登録ができない物の例＊自治会・組合・〇〇会などの団体名だけのものは登録できません。

Q7：回収日を決めるとき、どのようなことに気をつければよいですか？

A7：「市の収集曜日に重ならないようにしましょう。」間違えて回収したり・されたりして思わぬトラブルが発生しないように、覚えやすい日時を決めると良いでしょう。

Q8：集団回収に奨励金を払う費用と効果は？

A8：現在、市では有価物の奨励金として団体には 1kg 当たり 9 円・紙パックのみ 10 円、業者には 1kg 当たり 4 円・スチール缶とその他の瓶のみ 8 円交付しています。参考までに市での資源物（有価物）の回収には令和 4 年度は、紙類・衣類 1kg 当たり 45 円かかっています。このことから、将来的に市に出されている資源物が少なくなると、市財政の負担軽減につながります。

Q9：代表者が変更になった場合どのような手続きが必要ですか？

A9：代表者が変更になったときは、「登録変更届」・「支払金口座振替依頼書（法人・団体用）」※を提出して下さい。

なお申請・請求があった奨励金の事務処理手続き中に口座の変更をされると振込み業務に支障が生じますので、必ず前回の奨励金の振込みを確認のうえ手続きをしてください。

※必要に応じて「委任状」を提出して下さい。

Q10：回収業者と契約を結ぶときに市から業者を紹介してくれますか？

A10：回収業者の特別な紹介は行っておりません。

国分寺市に登録されている有価物回収登録業者一覧表の中から

① 取扱品目や回収条件、戸別回収は可能か

② 祝日や土・日の対応は可能か

③ どのくらいの回収量が見込めれば回収に来てもらえるか

など各団体に合った業者を確認してもらい、各自において契約をお願いしています。

参考までに、個人で営業している、昼間は全員で回収に出ている、などの理由で電話のつながりにくい時間帯がありますので、連絡がつきやすいお昼や夕方にかけてみてください。

* 何か不安に思われることや、ご不明なことがありましたら環境対策課までお問い合わせください。

有価物回収登録業者一覧表

※○が付いている業者は、条件（回収地域の広さ・参加件数・回収量）により戸別回収可能な業者です。各条件については直接登録業者にお問い合わせください。

令和7年4月1日現在

	業者名	所在地	電話番号	取扱品目	※
1	(株)ますや	南町2-6-12	042-322-5735	紙類・紙パック・布類・アルミ缶・スチール缶	○
2	(有)丸山商店	国立市谷保7-18-13	042-573-3476	紙類・紙パック・布類・アルミ缶・スチール缶・ビン類	○
3	アップル商会	東元町3-13-5-301	042-328-1983	紙類・布類・アルミ缶・スチール缶	○
4	(株)大久保多摩故紙センター府中	府中市美好町2-28-4	042-364-9771	新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶・スチール缶	○
5	(有)土井商店	小平市花小金井4-28-3	042-463-1175	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・布類・アルミ缶・スチール缶	○
6	(株)伊藤国商店	小金井市中町1-14-41	042-383-7082	新聞・雑誌・雑紙・布類・段ボール・アルミ缶・スチール缶	○
7	紙材開発 (株)	埼玉県新座市本多1-11-3	048-482-0030	紙類・紙パック・布類・アルミ缶・スチール缶	○
8	(株)エコ・クルー	埼玉県所沢市中富979	04-2990-5211	新聞・雑誌・段ボール・古布・紙パック	○
9	(株)もっかいトラスト 東村山営業所	東村山市久米川町5-32-15	042-392-2101	紙類・布類	○
10	(株)久米川紙業	東村山市廻田町4-11-7	04-2958-3036	紙類・紙パック・布類・アルミ缶	○

問い合わせ先

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18 3階

国分寺市 環境対策課 庶務係

TEL 042-312-8679